

## 優良住宅部品表示規則

### (通則)

第 1 条 優良住宅部品認定規程(以下「規程」という。)第 13 条第 2 項から第 5 項までの表示方法については、この規則の定めるところによる。

### (優良住宅部品への表示)

第 2 条 規程第 13 条第 2 項に規定する B L マーク証紙(以下「証紙」という。)は、別表第 1 によるものとし、証紙に表示されている品名、証紙の種類及び色は、別表第 2 のとおりとする。

2 規程第 13 条第 3 項に基づき財団法人ベターリビング(以下「財団」という。)理事長が必要と認める B L マーク証紙の貼付以外の表示(以下「その他の表示」という。)は、別表第 3 のとおりとする。

3 規程第 13 条第 5 項に規定する付加認定基準を付加した認定基準に適合するものとして認定を受けた住宅部品である旨の表示(以下「付加認定基準適合の表示」という。)を当該住宅部品に行う場合に表示する事項は、別表第 4 のとおりとする。

### (その他の表示に係る申請及び承諾)

第 3 条 第 2 条第 2 項のその他の表示を実施しようとする者は、別記様式第 1 によりその旨を財団理事長に申請し承諾を得なければならない。

2 財団理事長は、前項の申請について別に定める判断基準によりその可否を決定し、承諾する場合には別記様式第 2 により、又、承諾しない場合にはその旨を申請者に通知するものとする。

### (証紙頒布契約)

第 4 条 証紙の頒布を受ける者(以下「被頒布企業」という。)は、別記様式第 3 - 1 又は別記様式第 3 - 2 により財団と証紙頒布契約を締結するとともに、別記様式第 4 により証紙の頒布の請求、受領及び貼付に関する責任者(以下「証紙責任者」という。)を財団に届け出なければならない。

2 規程第 11 条の規定により認定された優良住宅部品(以下「優良住宅部品」という。)について相手先商標製品製造(以下「O E M」という。)を目的とする被頒布企業が、前項の証紙頒布契約を締結するとともに、証紙責任者を届け出たときは、当該 O E M の相手先ブランドとして申請のあった者についても、被頒布企業とみなし、かつ、前項の証紙頒布契約を締結したものとみなす。

3 被頒布企業は、第 1 項により届け出た証紙責任者に変更があった場合は、速やかに財団に届け出なければならない。

### (その他の表示の契約)

第 5 条 第 3 条第 2 項により、その他の表示の実施についての承諾を受けた者(以下「その他の表示実施企業」という。)は、別記様式第 5 により財団とその他の表示の

実施に関する契約を締結するとともに、別記様式第6によりその他の表示の実施に関する責任者（以下「その他の表示の責任者」という。）を財団に届け出なければならない。

2 O E Mを目的とするその他の表示実施企業が、前項のその他の表示の実施に関する契約を締結し、その他の表示の責任者を届け出たときは、当該O E Mの相手先ブランドとして申請のあった者についても、その他の表示実施企業とみなし、かつ、前項のその他の表示の実施に関する契約を締結したものとみなす。

3 その他の表示実施企業は、第1項により届け出たその他の表示の責任者に変更があった場合は、速やかに財団に届け出なければならない。

（保険契約の締結）

第6条 財団は、第4条第1項の頒布契約又は前条第1項のその他の表示の実施に関する契約において、その契約により証紙が貼付される優良住宅部品及びその他の表示が行われる優良住宅部品について、一括して財団、被頒布企業及びその他の表示実施企業を被保険者とする保証責任保険及び賠償責任保険契約を引受保険会社と締結することを約定するものとする。

2 前項の保証責任保険及び賠償責任保険の契約においては、証紙が貼付された優良住宅部品及びその他の表示が行われた優良住宅部品の設置に係る設計（以下「設計」という。）及び施工を行った者を被保険者とするものとする。ただし、被頒布企業又はその他の表示実施企業（第4条第2項のO E Mの相手先ブランドとして申請のあった者を含む。）が設計及び施工の方法を指示するために作成した設計・施工説明書等を逸脱した設計及び施工については、対象としないものとする。

3 財団は、第4条第1項の頒布契約又は前条第1項のその他の表示の実施に関する契約においては、規程第7条第1項第4号の防犯性の向上に寄与する特長に関する付加認定基準を付加した認定基準に適合するものとして認定した優良住宅部品（以下「防犯B L-bs 部品」という。）で第2条第3項の付加認定基準適合の表示がされた優良住宅部品について、犯罪行為により毀損された場合に当該優良住宅部品の所有者による交換等の支援を行うための保険契約を、財団を被保険者として保険会社と締結することを約定するものとする。

（証紙頒布手続及び製品の検査）

第7条 財団は、別記様式第7により被頒布企業が提出したB Lマーク証紙頒布請求書に基づき、証紙の頒布を行うものとする。

2 前項の証紙の頒布又はその他の表示の実施に当たっては、財団は、必要に応じ、優良住宅部品であることを確認するため、製品の抜き取り検査等を行うことができる。

（証紙の使用数又は表示数の報告）

第8条 被頒布企業は、財団の定める期日までに、証紙を貼付した優良住宅部品数を、別記様式第8により財団に報告するものとする。

2 その他の表示実施企業は、財団の定める期日までに、その他の表示を行った優良住宅部品数を、別記様式第9により財団に報告するものとする。

(証紙の貼付等)

第9条 被頒布企業は、証紙の貼付を優良住宅部品についてのみ行わなければならない。

2 証紙の貼付は、原則として優良住宅部品の工場出荷時点において行われているものとする。

3 証紙は、別表第5を標準とし、当該証紙の確認を行うのに支障のない適切な位置に貼付しなければならない。

4 前3項の規定は、その他の表示実施企業がその他の表示を実施する場合に準用する。

(使用状況等の報告及び調査)

第10条 財団は、証紙の頒布及び貼付に関し、必要がある場合は、被頒布企業に証紙の使用状況についての報告を求め、又は生産、出荷若しくは施工の現場につき、証紙の使用状況を調査することができる。

2 財団は、その他の表示及び表示位置等について、必要がある場合は、その他の表示実施企業にその実施状況についての報告を求め、又は生産、出荷若しくは施工の現場につき、その状況を調査することができる。

3 財団は、証紙の貼付又はその他の表示の実施に係る管理体制について、必要がある場合は、被頒布企業又はその他の表示実施企業に、資料の提出を求めることができる。

(是正措置)

第11条 財団は、被頒布企業又はその他の表示実施企業に、証紙の請求、管理若しくは使用、又はその他の表示について、不正な行為等が認められる場合には、証紙の頒布の停止、証紙の貼付又はその他の表示の中止の指示等による是正措置をとることができる。

(契約の解除)

第12条 被頒布企業又はその他の表示実施企業が、この規則に違反したときは、財団は、B Lマーク証紙頒布契約又はその他の表示の実施に関する契約を解除することができる。

(印刷物、電子情報媒体等への表示)

第13条 規程第13条第4項又は第5項に規定する優良住宅部品に係る印刷物、電子情報媒体等における表示は、原則として別表第6のとおりとする。

付 則

1 この規則は、平成13年1月10日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にB Lマーク証紙頒布契約の締結又はB Lマーク証紙責任者の届出を行っている被頒布企業については、この規則により契約の締結又は責

任者の届出を行った被頒布企業とみなす。

付 則

1 この規則は、平成14年11月5日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成15年12月16日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、第6条第2項の規定は平成18年1月1日から施行し、同条第3項の規定は平成17年10月1日から施行する。